

日本で長く生活するにつれ日本人として引き続き暮らそうとする方もいらっしゃるでしょう。**日本国籍を取得するための手続きが帰化申請**と呼ばれるものです。

在留資格（VISA）の申請は管轄の入国管理局に赴きますが、帰化申請は居住地の法務局に赴く必要があります。即ち、埼玉県所沢市にお住まいの方であれば、さいたま地方法務局所沢支局に提出することになります。申請が受理されると、担当者との面接などを経て許可にいたりますが、それまでにおおよそ**半年から1年間ほど**かかります。

帰化をすれば日本人となりますので当然在留期間という考えも無くなり、再入国許可なども不要です。この他に選挙権が得られる、強制退去の対象とならない、外国人登録が不要、日本のパスポートが取得できる、など永住権と比べてもメリットがたくさんあります。

## ◎ 帰化に必要な条件

1. 引き続き5年以上日本に住んでいること
2. 20歳以上で、本国の法律によっても成人の年齢に達していること
3. 素行が善良であること
4. 安定した生計を営むことができること
5. 帰化しても二重国籍とならないこと
6. 日本国憲法の平和精神に合致すること
7. 最低限の日本語の読み書きができること  
(小学校3年生レベル - 自筆で動機書が書け、日本語で面接が行えるレベル)

条件を満たさない場合でも条件が緩和される**簡易帰化**というものもあります。

※日本人の配偶者となり、一定の期間引き続き日本に住んでいる場合など。

## ◎ 準備する書類 ※ケースや出身国により異なりますが、参考に一般的なさいたま法務局への提出書類を記載します。

- 帰化許可申請書(写真付)
- 親族の概要書(日本にいる家族と、外国にいる家族のもの)
- 履歴書(最終学歴の卒業証明書や在学証明書)
- 帰化の動機説明書
- 宣誓書
- 国籍や、身分関係を証明する書面(出生証明、戸籍、国籍証明、婚姻証明など)
- 勤務先の概要説明書
- 事業概要の説明書
- 出入国記録

- 住民票の写し
- 閉鎖外国人登録原票の写し
- 生計の概要を記載した書面(在勤・給与証明、土地建物登記簿謄本、残高証明)
- 事業概要を記載した書面(法人の登記事項証明、営業許可証、免許など)
- 納税証明書など(会社勤めの方と事業主では違いがあります)
- 年金保険料の納付証明
- 運転記録証明
- 自宅・勤務先などの略図
- その他

以上などが必要となり、外国語で書かれた公的書類などは翻訳文を付ける必要があります。

申請書が受理される前に、訂正や補足資料の用意などで提出が遅れるとやり直しが必要な書類も出てきます。膨大なページに及ぶ資料が必要であるため、個人で申請するにはかなり大変です。当事務所では申請の初期段階からアドバイスを行い、書類取得・作成・面接アドバイスなど万全の体制で帰化申請をサポートしております。

## ◎ 帰化申請料金

帰化申請	申請料金
会社勤務の方	94,500 円～
事業主(個人・法人)の方	147,000 円～
<p>《備考》            上記金額は所沢支局提出の場合となります。            その他の地域にお住まいの方はお問い合わせください。            交通費・資料収集・郵送にかかる費用などは別途必要となります。</p>	

当事務所代表はカナダ語学留学、ワーキングホリデー、アメリカ駐在など豊富な海外滞在を経験しているため、旅行に関することや、現地での長期生活について。語学やビジネスに関する不安など、様々なご相談に応じております。ご出発前に少しでも気持ちの負担が軽減できたらうれしいです。

**やまづみ行政書士事務所**  
 〒359-1126  
 埼玉県所沢市西住吉 4-2-201  
 電話: 04-2968-6669  
 E-mail: [info@yamazumi.net](mailto:info@yamazumi.net)  
 URL: <http://yamazumi.net>

